

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

介護保険法による保険給付の支給に関する事務及び、これに準じて介護保険法第 115 条の 45 の規定に基づく地域支援事業における事務のうち、日田市において平成 28 年度から総合事業として実施する第 1 号事業支給費の支給等に関する事務に伴い、日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正による条例別表第 2 に定める特定個人情報の追加に合わせて、規則に定める事務及び特定個人情報を追加するものです。

2. 内容

条例の規定に基づき収集する特定個人情報の追加に伴い、条例施行規則第 39 条に規定する事務及び特定個人情報を追加するもの

○追加する事務

日田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 6 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請等に係る事実についての審査に関する事務

○追加する特定個人情報

申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報、住民票関係情報、及び申請を行う者に係る生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報

3. 意見を公募しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 1 号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。